

## 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：内山鑿泉工業株式会社  
(法人番号8230001000349)  
業者の住所：富山県富山市荒川1-5-37
- 2 指名停止措置期間：令和2年4月 7日から  
令和2年4月20日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域  
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要：内山鑿泉工業株式会社及び同社の使用人は、平成30年12月25日、富山県富山市内の民間工事現場において、作業員がさく井機に巻き込まれ死亡する事故を発生させたとして、令和元年9月9日、富山簡易裁判所から、労働安全衛生法違反によりそれぞれ罰金刑の略式命令を受けた。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当するため。

### 指名停止措置要領付表第1第8号「抜粋」

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	当該認定をした日から
8 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	2週間以上2月以内